令和７年度（2025 年度） 第１回

北海道こども施策審議会 次世代成育支援部会

議 事 録

日時 ： 令和７年（2025 年）11 月５日（水） 10 時 00 分 開会

場所 ： 北海道立道民活動センター かでる２・７ 920 会議室

１　開会

●事務局（梅田課長補佐）

　若干定刻前でございますけれども、皆様お揃いということですので、ただ今から、令和７年度第１回北海道こども施策審議会次世代成育支援部会を開催いたします。

　私は、北海道庁環境生活部地域安全課の梅田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。議事に入るまで、進行を務めさせていただきます。

　まず、お手元の配付資料ですけれども、次第の下の方に資料について記載しておりますので、不足等ございましたら、事務局の方までお知らせ願います。

●一同

　（不足なし）

●事務局（梅田課長補佐）

　それでは、開会にあたりまして、地域安全担当局長の西より、ご挨拶を申し上げます。

●事務局（西地域安全担当局長）

　ただ今ご紹介いただきました、地域安全担当局長の西と申します。

　北海道こども施策審議会次世代成育支援部会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

　委員の皆様には、ご多忙のところ、本日の会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、青少年の健全育成に関しまして、ご理解、ご協力を賜っておりまして、厚くお礼申し上げます。

　さて、本道では、北海道のこども施策を総合的かつ計画的に進めるということで、本年４月１日から「北海道こども計画」をスタートさせております。これに伴いまして、昨年まで取り組んでおりました「北海道青少年健全育成基本計画」についても、そちらに取り込んだ上で推進することとなりました。また、それに合わせて、所管部局を保健福祉部から環境生活部へ移管し、担当課長と担当局長とポストを作って、体制を整備させていただいたところでございます。

　本日は、こうした点から、条例の規則等、組織機構の改正や、昨年まで進めておりました「北海道青少年健全育成基本計画」に基づく施策の進捗状況について、事務局の方から報告させていただきますので、取組状況等についてご確認をしていただければと考えております。

私どもも、新たな組織として、しっかりと推進してまいりますけれども、それに向けても忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、本日限られた時間にはなりますけれども、よろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

●事務局（梅田課長補佐）

それでは、西局長は、この後の業務の都合がございますので、ここで退席をさせていただきます。

続きまして、本日ご出席いただいております、委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、部会長で、北海学園大学法学部教授の内山委員です。

次に、副部会長で、一般社団法人北海道公認心理師協会会長の河合委員です。

株式会社北海道新聞社企画室 CSR 担当の津村委員です。

日本医療大学総合福祉学部准教授の今西委員です。

北海道 PTA 連合会参与の谷渕委員です。

本年 10 月から新たに委員にご就任いただいております、北海道高等学校長協会特別理事の藤島委員です。

本年５月から新たに委員にご就任いただいております、一般社団法人北海道子ども会育成連合会事務局長の坂下委員です。

本日は、以上７名のご出席をいただいております。

このほか、本日、札幌弁護士会弁護士の原委員、本年８月から新たにご就任いただいております、公益財団法人北海道青少年育成協会理事の伊藤委員、一般社団法人北海道商工会議所連合会業務推進部担当部長の小野委員、株式会社 NTT ドコモ北海道支社企画総務部担当部長の赤羽委員、北海道市長会事務局次長の田畑委員、本年 10 月に新たにご就任いただいております、北海道町村会政務部長の三橋委員は、欠席となっております。

本部会につきましては、北海道こども施策審議会次世代成育支援部会設置要領第５条２項の規定によりまして、委員の２分の１以上の出席を求めております。本日は委員１３名中７名の出席をいただいておりますので、本部会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、事務局とオブザーバーを紹介いたします。まず、地域安全課長の森田です。その他につきましては、出席名簿をご確認いただければと思います。

次に、本日の会議ですけれども、およそ１時間程度を予定しております。また、本部会は、議事録を作成し、公表いたします。議事録の作成につきましては、部会終了後に、事務局におきまして発言記録をとりまとめ、委員の皆様にご確認いただいた上で公表することとしております。

これからの議事進行につきましては、内山部会長にお願いしたいと思いますので、内山部会長、よろしくお願いいたします。

●内山部会長

よろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って議事を進めます。

２　報告事項

⑴　北海道青少年健全育成条例施行規則等の改正について

●内山部会長

まず、報告事項⑴北海道青少年健全育成条例施行規則等の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局（大森係長）

事務局の地域安全課の大森と申します。資料１－１と１－２に基づきまして、ご説明をいたします。

まず、資料１－１をご覧ください。本年４月１日付けの北海道の組織機構改正に伴いまして、青少年健全育成業務が保健福祉部から環境生活部に移管されましたことから、条例と、条例に基づく立入調査要領を一部改正いたしました。改正内容は、資料１－１、資料１－２の新旧対照表のとおりとなっておりまして、保健福祉部に係る所属の名前や役職名を、環境生活部に係る名称に変更をいたしております。

説明は以上となります。

●内山部会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

⑵　北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況について

●内山部会長

それでは、報告事項⑵北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局（大森係長）

続けて説明をさせていただきます。

まず、令和６年度の青少年健全育成基本計画に基づく施策の進捗状況について、北海道では、平成 20 年度に、北海道青少年健全育成条例に基づきまして、「北海道青少年健全育成基本計画」を策定し、２期 16 年にわたり、青少年が心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組んでまいりました。その後、こども基本法やこども大綱の趣旨を踏まえ、委員の皆さまのご意見も伺いながら、参考資料４－１にありますとおり、本年４月１日付けで「北海道こども基本条例」を制定するとともに、「青少年健全育成基本計画」と「子ども未来づくり北海道計画」、そして「子どもの貧困対策推進計画」を統合しまして、参考資料４－２と４－３にありますとおり、新たに「北海道こども計画」を策定し、新計画のもと、各種の取組を進めているところです。

統合前の青少年健全育成基本計画は、令和２年度から令和６年度までの５年計画となっており、新計画の策定前に、その効果等を検証済みではありますが、本日は、計画の最終年度にあたる令和６年度の進捗状況について、ご報告をいたします。

それでは、資料２－１をご覧ください。

表紙をめくっていただき、１ページ目をご覧ください。第２次青少年計画においては、「青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり」から「青少年の福祉を阻害する行為の防止」まで、４つの基本方針のもと、それぞれ、基本方針に応じた施策の目標、安心して子どもを育てられる環境づくりなどを掲げ、施策の目標に向けた主な取組を記載する体系としています。

２ページから７ページまでは、基本方針の１つ目の「青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり」に関する、令和６年度の主な事業の取組と指標の達成状況を記載しております。

この資料の読み方につきまして、例えば、２ページの施策の目標「安心して子どもを育てられる環境づくり」に係る主な取組としまして、地域の子育て支援サービス等に関する情報提供などを記載し、その下に四角い枠で囲った中に、令和６年度の主な事業の実施状況について、地域少子化対策強化事業費などを記載しています。そして、その下に、主な指標の達成状況として、地域子育て支援拠点の設置箇

所数の設定時の値「405 箇所」、現状値が「422 箇所」、目標値が「424 箇所」というように記載しています。指標について、数値が公表されていない、あるいは未集計のものは、昨年度の数値を記載しています。

８ページから 10 ページは、基本方針２つ目の「青少年の自立を促す環境づくり」に係る取組状況と指標の達成状況を記載しています。

11 ページ、12 ページは、基本方針の３つ目「社会環境の浄化の促進」について、13 ページは基本方針４つ目の「青少年の福祉を阻害する行為の防止」についての記載となっています。

14 ページと 15 ページは、指標を一覧にしたもので、資料２－２は、指標の達成状況について、これまでの経過も含めてとりまとめたものとなっております。

施策の進捗状況についての説明は以上となりますが、参考資料１から３までの内容につきまして、「社会環境の浄化の促進」に関連するものとして、小松主任の方から補足説明をいたします。

●事務局（小松主任）

事務局の地域安全課青少年係の小松といいます、よろしくお願いいたします。

それでは、施策の推進状況に関連しまして、令和６年中の少年非行等の状況と、条例に基づく取組状況について、資料に沿ってご説明いたします。

はじめに、参考資料１をご覧ください。こちらの資料は、北海道警察の公表資料に、過去５年分の数字を加えたものになります。

まず、１番の「非行少年の状況」についてご説明いたします。刑法犯、特別法犯、ぐ犯少年、これらを合わせて「非行少年」と呼称しています。道内の非行少年は、令和２年まで減少傾向で推移しておりましたが、令和３年から増加に転じ、刑法犯、特別法犯ともに４年連続の増加となり、令和６年の総数は 1,586 人、前年比プラス 211 人となりました。この表の右端にあります「不良行為少年」と呼称している、飲酒や喫煙などで補導された少年についても、２年連続で増加しており、12,984 人、前年比プラス 441 人となっております。２段目の表をご覧ください。刑法犯罪種別で見ますと、刑法犯のうち半数以上を占めているのは窃盗犯であり、さらにその中でも６割以上を占めているのが万引きとなっております。令和６年は、この窃盗犯のほか、強盗や強制性交などの凶悪犯、わいせつなどの風俗犯が増加、暴行や傷害などの粗暴犯、詐欺などの知能犯が横ばいとなっております。３段目の表をご覧ください。学職別で見ますと、無職少年は減少しましたが、それ以外の全ての学職が増加しております。４段目の表をご覧ください。不良行為種別で見ますと、令和６年は喫煙が全体の５割近い約 48%を占めております。

次に、２番の「薬物乱用少年の状況」についてご説明いたします。令和６年の大麻、覚醒剤等の薬物で検挙された少年は 66 人、前年比マイナス２人となっており、全体の８割を大麻が占めております。学職別で見ますと、有職少年だけで５割を超えるほか、有職少年と無職少年の合計が 46 人で、全体の約７割を占めております。

次に、３番の「福祉犯被害状況」についてご説明いたします。令和６年の被害者総数は、２年連続で増加しており、300 人を超え、そのうち、ＳＮＳ利用に起因する被害が約３割を占めています。学職別で見ますと、被害者の８割以上は中学生・高校生となっております。

続きまして、参考資料２をご覧ください。こちらは、道内の少年非行の状況と全国の少年非行の状況を対比したものになります。

はじめに、１番の「非行少年の状況」についてご説明いたします。令和６年については、道、全国共に非行少年は増加傾向にありますが、10 年前と比較しますと、道、全国共に大幅に減少しています。基準としている平成 25 年の非行少年を 100 とした場合に、令和６年は北海道が 73.4、全国が 45.9 となり、右肩上がりになっています。刑法犯の検挙・補導人口のピークから見てみますと、北海道は昭和 39 年に 16,085 人であったところ、令和６年は 1,334 人ですので、ピーク時の約８％まで減少しております。全国では、昭和 58 年に 261,634 人であったところ、令和６年は 29,675 人ですので、ピーク時の約 11％まで減少しています。

次に、２番の「刑法犯検挙・補導少年の人口比」についてご説明いたします。こちらは、刑法犯の検挙・補導人員について、少年人口 1,000 人あたりに占める割合の、毎年の変化を表したものになります。令和３年までは、北海道、全国どちらも、少年人口の減少とともに検挙人員も減少しておりましたが、令和４年から北海道、全国ともに検挙人員が増加しているため、人口比も増加に転じている状況です。

次に、３番の「刑法犯犯罪少年と成人との対比」についてご説明いたします。これは、成人も含めた、全刑法犯検挙人員に占める犯罪少年の割合について表したものとなります。平成 25 年は、全刑法犯検挙人員に占める少年の割合が、北海道では 15.4％、全国では 21.5％と、少年が２割前後を占めておりましたが、令和６年については、北海道が 10.8％、全国では 11.3％となっており、10 年前と比較しますと減少しています。

最後に、参考資料３をご覧ください。道では、北海道青少年健全育成条例に基づき、青少年を取り巻く有害環境の浄化に向けた取組を行っており、こちらの資料が令和６年度の取組状況となります。

１番の「有害興行（映画）の指定」と、２番の「有害図書類の指定」についてご説明いたします。令和４年度の運用見直し以降、有害興行、有害図書類ともに指定したものはございません。今後も必要性に応じ、個別指定の検討を行ってまいりたいと思っているところです。

続きまして、３番の「図書類自動販売機等の設置届出」についてご説明いたします。昨年度末時点で把握している台数は全道で２台ありましたが、令和７年１月に台帳管理を停止しましたので、現在は０台となっています。

４番の「立入調査」についてご説明いたします。道においては、本庁及び 14 振興局の関係職員のほか、北海道警察や各市の青少年関係業務担当者を立入調査員に指名し、条例で定める事業者の義務や禁止事項等の遵守について、随時、書店や携帯電話販売店、カラオケボックス等店舗に対する立入調査を行っています。令和６年度の全道における実施件数は、合計で 1,336 件でした。調査の内訳については、資料に記載のとおりでございます。なお、夜間立入とは、夕方の５時半以降の時間帯に立入を実施したものになります。

参考資料１～３についての説明は以上となります。

●内山部会長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

●河合委員

説明全体についてということで、細かな質問ではなく、意見の形のものを１つ２つ申し上げたいかなと思っております。

今後の検討あるいは既に検討中なのかとは思うのですけれども、色々と指標が設定してございます。

その指標の適切性とか妥当性といったところの検証があった上で、次の指標設定になるのかなという風に思っているところでございますので、どうぞその点はよろしくお願いしたいと思っております。

と言いますのは、特に、いじめの辺りのところがいつも引っかかる部分でございます。

他もありますけれども、資料２－１の一覧を見ていただけますでしょうか。

これは、北海道というよりかは文部科学省の調査になりますので、申し上げてもどうかなと思いながらも、15 ページ 21 番の「いじめ対策の推進」のところで、いじめに対する意識において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、割合が書かれておりますけれども、この指標の意味がどのくらいあるのかなと、いつも思っているところでございます。

横ばいで進んできておりますが、それに対して、私も細かな分析は出来ておりませんし、出来ませんが、いじめの認知件数が多くなってございます。

それはそれで、解釈は色々かというふうに思いますけれども、この指標としては、ここ５年くらいあまり変わっていない中で、例えば、目標値を 100 に置いて、この現状値が毎年度変わらないみたいだとなったときに、この指標の意味ってどこにあるんだろう、というふうにちょっと思うところでございます。

一例として挙げました、文部科学省調査のいじめの認知件数のうち、解消しているものの割合というのも、これはこれでまた別の話になりますので。

いずれにしましても、まとめますと、そもそもこれを指標にするのかという、指標自体の検討・検証や目標値の設定の仕方ところで、ご検討していただけたらと思っているところでございます。

特に、教育関係のところは、ある種、理想値として 100%としたくなる気持ちは重々分かるのですけれども。

おそらく、教育現場では、子どもたちには、目標を設定するときには、能力とか状況とか色々考え合わせた上で、ある期間のところまで見て、達成可能な数値ある

いは内容を設定するように、ということになっているのではないかと思うのですが。

目標値の設定の仕方を改めてご検討いただけるといいのかなと思うところでございます。

以上でございます。

●内山部会長

ありがとうございました。

事務局の方、いかがでしょうか。

●事務局（梅田課長補佐）

ご意見ありがとうございます。

指標の設定に関してですけれども、道庁でもこういった計画ものを作るときには、目標値を決めて、数値で推移を追っていって、進捗管理しなさいということになっています。

今回は、青少年関係の目標値や統計を、教育庁や道警も含めた各部各課でとりまとめたものとなっております。

先ほど事務局から説明しましたとおり、令和７年４月から新しい計画をスタートさせておりまして、計画を策定した前年度の段階で見直して、この数値を使おうということにしております。

20 番や 21 番の関係については、文部科学省の数値ということで、これもいわば、全国統一で使われている数値なので、北海道だけ特殊だったり別な数値を使うというのは、なかなか難しいのかなと思います。

ただ、こういったご意見も含めて、こういう意見も出ているということを、道の教育委員会の方にも伝えておきたいと思います。

●内山部会長

毎回、目標を立てては未達の状態になってしまうのは、あまり生産的でないと思います。

むしろ、なぜ毎回横ばいになっているのかということを検証して、それを通じて、どういう施策を新たにブラッシュアップしていくかみたいなこともあろうかと思います。

計画も新しくなりましたので、新しい形でやっていただければなというふうに思っております。

その他、どうでしょうか。

●今西委員

ご説明ありがとうございました。

何点か、確認という部分と、意見を含めて発言させていただきたいと思います。

まず１点目が、資料２－１の２ページ目に書いてある、子どもたちの通学路の問題というところの部分です。

平成 28 年度は 100%を、ボランティアだったりとかパトロールが十分満たしたところが、これは地域の問題にもなってきているところだったり、人員が足りないというところもよく分かるところなのですが、どんどん割合が下がってきているという部分でいくと、安心安全な通学路の確保を考えると、登校時、下校時の事故というところで、痛ましい事故が報道されることもあります。

この辺りの割合が下がっているところは、どのように改善をできるのかということも、色々と思案しなければならないんじゃないかなと思っております。

目標数値が 100%っていうところの部分に満たすために、どうできるのかというところを、おそらく PTA 等も絡むと思うのですが、その辺りをより検討する必要があるのかなと思っています。

改めてお伝えだけさせていただきたいなと思った次第です。

あと、改善をした方が良いのかなと思うところについて、４ページの一番下、道立青少年体験活動支援施設のネイパルの利用がもう 50%近くまで来ています。

目標数値をこのままにして良いものかどうかというところを改めて検討することも１つなのかなと思います。

バスを利用して行くとか、一般の方が利用するっていうところがだんだん減ってきているというところで、目標数値をここまでの数値を掲げておくべきかどうかを考えなければならないと思っております。

一覧からここだけ顕著に割合が下がっているっていうところがあるので、ここをもし改善するのであれば、何が出来るのかというところも、１つ課題になるのかなと思っております。

最後に１点ですが、11～12 ページに書いてある所です。

これは学校の先生とも話をしていたり、いわゆる専門職の方々と話をしたのですが、スクール〇〇というのが多くなってきているというところがあります。

私が関わった学校の先生からも、「（スクール〇〇が色々あるが）これはどう使って良いのか？」とか、いろんなところで結構迷われたり、難しいというようなことを少し耳にしたことがあります。

この辺りは、他の部局ともタイアップしながらになると思うのですが、こういったスクール〇〇という部分を先生方が使いやすく、分かりやすく、そして予算配分

なども現場に伝えていただけるよう検討していただけるとありがたいなという要望として、お話しさせていただきました。

以上です。

●内山部会長

事務局から何かございますでしょうか。

●事務局（梅田課長補佐）

ご意見ご要望ありがとうございました。

最後のスクール〇〇っていうのは、11 ページのスクールサポーターとかスクールカウンセラーとかのことでしょうか。

例えば、よく冠教育とかって言いますけれども、うちの環境生活部で言うと、環境教育とか消費者教育とか金融教育とか色々ありますが、そういうのとはまた別ということでしょうか。

学校の先生方から、各行政分野で、色々と学校にやってくれって頼まれるんですけれども、物凄く大変だという話をよく聞くのですが、そういうのとは別という理解でよろしいでしょうか。

●今西委員

そうですね。

むしろ、こういう学校に外部からの人が入るっていうような形になるっていうところが、いろんなものが作られてきているっていうところを理解しつつも、現場の先生方とか指導主事の方々含めて、どういう風に扱っていったらいいのかっていうところが分からなくなっているのかもしれないと感じます。

名称は分かるんだけれども、なんかいっぱいありすぎてどう使っていいのかっていうところが混乱しますっていうことを学校現場から聞くので、この辺りを誰が調整するのか、管轄が色々あると思いますが、誰がタクトを握りながら、啓発や整理をするのか、使う側の視点で考えていただける所があっていいのかなと思っています。

そうなってくると、青少年の健全育成というところからいけば、この部局でやっていくのが１つだと思ったもので、お話しさせていただきました。

●事務局（梅田課長補佐）

道庁には、知事部局や教育委員会など色々あるんですけれども、知事部局の中でもそれぞれが担当を持っているので、どこが仕切るかっていうとなかなか難しいところは確かにあると思います。

先ほども申し上げたとおり、いろんな冠教育とか何々教育っていうのを、学校の先生に任せて、お願いしますって言っても、大変だっていうのも聞いていますし、こういったことについては、教育庁を通じて、学校現場の声を拾いながら、今いただいたご意見も踏まえて、検討していく形になるかと思います。

それから、２ページ目の子どもの通学路のパトロールの関係ですけれども、主に小・中学校ぐらいの登下校の話だと思うんですけれども、私どもの場合、「犯罪のない安全安心なまちづくり」ということもやっております。

そこでも、防犯ボランティア団体の活用ということで、色々やっていたんですけれども、やはり同じようになかなかなり手の方が少なくて、どうしたらいいものかというのが悩みの種になっています。

こういった地域の皆様方の見守りといいますか、もっと広く言えば、町内会だとかも含めた地域のコミュニティっていうものをどうやって作っていくのかというようなことも含まれるとは思うのですが、こういったことを今やっているっていうのは、やはりお願いといいますか、普及・啓発くらいしか実際出来ていなくて、強制的に何か出来るようなこともないですし、お金をお支払いしてやってもらうっていうわけにもなかなかいかないものですから、なかなか難しいなっていう実感はあります。

いただいたご意見も踏まえてですね、検討を進めたいなというふうに思っております。

それから、４ページ目のネイパルについてです。

昔は、あまりいろんな民間の施設はなかったのかもしれませんけれども、だんだんいろんな民間の施設が出来たりだとか、いろんな選択肢が増えた結果、こういった公立の施設の利用状況が悪くなってきているっていうのは確かに最近もあって、もっと言うと、時代の要請に合わなくなってきているというご意見もあるのかなと思います。

目標で見ると、平成 30 年の半分近くまで減ってきているということもあって、生徒さん方が減ってるということもあるんでしょうけれども、やはり、施設そのものの在り方に関しても、ここまで数字が下がってくると、考えざるを得ない面もあるのかなっていう気もしますので、これも関係部署の方にも、こういった意見もあるということは伝えていきたいなと思います。

●河合委員

今の繋がりで１つ。

スクールカウンセラーのことが出ておりましたが、「外部の」という表現が使われてございました。

おそらく、北海道のスクールカウンセラーさんたちの位置付けは、まだ【外部からの人】ということなのだろうという風に思います。

例えば、札幌市教育委員会さんの場合ですと、【学校の教職員】の位置付けになってございます。

「内部の」というのでしょうか。

北海道と札幌市を比較することは難しいというのは、重々承知の上で、私は公認心理師でもございますので、スクールカウンセラーさんがより子どもたちにとって一層身近な存在で、かつ学校組織の一員っていうんでしょうかね、他の先生たち、あるいは事務の職員さんたちと同じように、学校内の職員さん、そういう位置付けになっていくと良いなというふうに常日頃思っているものですから、先ほどの「外部の」という言葉をお聞きして、ちょっと今のようなことを追加させていただきたいなと思った次第でございます。

以上です。

●内山部会長

こちらにつきましては、今後、それを踏まえて色々考えていただければと思います。

それでは、次、お願いいたします。

●谷渕委員

北海道 PTA 連合からといいますか、今西委員からもありましたように、PTA の見守りとか安全パトロールとか、そういうことが結構、北海道からもですし、それぞれ市町村からの姿勢だったり調整だったりという、結構 PTA の言葉っていうのが出てきているんですけれども。

私自身が、この地域安全課で行っている安心安全の構成員もやっております。

全道的なことも見ているんですけれども、３年前にその委員をやったときに、「全道ってそんな活動してるんだ」と思いまして、その年から私も、子供が通ってます小学校の校門前に実際に立ちました。

毎日毎日毎日毎日、３年経って、これって強制すると何にも意味がなくて、自分自身が良い活動だなと思ってくれたからこそ、共感し合って、子供の見守りが波及しております。

実際ですね、今の PTA の副会長も会長も、良い活動だと思って、私が退任した後も実際に立っていただいています。

「この活動が良いよ」という発言をしたら、札幌市の PTA の方が「うちの中学校荒れてるんだよね」「実際立ってみて、生徒会まで動き出して、とてもいい活動になっている」という話があるのですが、道教委さんから「働き方改革で、先生たちのお祭りの巡回とか見守りは、働き方改革にちょっと良くないですよ」みたいなの

が今年ありまして、うちの学校も「先生たちちょっと控えましょう、校長だけが行きます」って突然なったんです。

　そうなったときに、次年度の活動は、PTA もお祭りの巡回止めようという方向になりました。

　ただ、私はこういう道警の資料を見させていただいた限り、お祭りの見守りとか夜の巡回って絶対だと思ってるんですよ。

　なんですけれども、道はそう言う、でも、道教委は働き方改革と言う、PTA はそうした方が良いって言う、非常に今アンバランスな状態で、全道各地の PTA も、もう自暴自棄と言いますか、大人の活動としてはこれ無理じゃないって言って、解散しているところが非常に多いんです。

　今一度ですね、向き合ったときに、今後、見守り活動をやっていった方がいいっていうのを、もう少し、道教委は、その地域によって、先生たちがだいぶ遠くから通ってる学校もあると思うので、ご家庭もあるし、週末をわざわざっていうのもあるんですけれども、「やるやらないではなくて、やり方を考える」っていう案も少し提示していかないと、子供の人数が減ってきてるのに犯罪が増えてるってのは非常に危機感しかない状態と思っているので、見守り、いやそうだと思うんです、PTA もやってたらなんですけれども、そこまで理解してない親たちが多くおりますので、もう少し道標をつけていただきたいなと思っております。

　今日の会議をしっかりと道 P の方に持ち帰らせていただくんですけれども、もう少し積極的な方向といいますか、道標をつけてもらいたいなと思います。

　これも要望になってしまいますけれども、よろしくお願いいたします。

●内山部会長

　事務局から追加の説明はありますか。

●事務局（梅田課長補佐）

　今のお話について、道教委さん、何かありますか。

●オブザーバー（吉田課長補佐）

　仰るとおりで、やるやらないではなく、やり方なのかなと思う一方で、先生方も【Ｔ】の見方もあるんですけど、ある意味【Ｐ】でもあるんですよね。

　自分の子どもの親、つまり自分の子供が通っている学校の PTA の会員でもあるっていうこと考えると、先生方は親として、自分の子供の学校の見守りをするってこともあるのかなと思っています。

　なかなか、先生方自身は、自分のことも考えても、先生が PTA の会員だという認識が非常に薄いかなと思っています。

今仰るように、やり方の１つとして、ここは世の中全体の理解を深めなきゃいけないとこだと思うんですが、先生方も今後、【Ｔ】じゃなくて【Ｐ】としての活動もあるんだよっていうところも認識していって、そこをバランス良くいければいいのかなと思います。

こういった声が出ると、どうしても PTA って話ばかり出るんですが、PTA だけじゃなくて、その地域の町内会との連携っていうのも１つあるのかなと思っています。

ちょっと今は休校になってしまったのかもしれないですけども、町内会と PTA が連携した PTCA っていう、ちょっと名前は正確ではないんですが、そのような組織を作ってる学校もあります。

そこはもう完全に子どもや学校の規模が小さかったので、この PTA だけじゃなくて、地域も一緒に、町内会活動としても一緒に活動するっていう連携をしてたので、今仰るとおり、やり方を考えると、いろんな選択肢が出てくると思うので、その辺りもいろんなところで情報提供しながら、皆連携して、子どもたちが不利益にならない、そして、誰かにだけ負担が偏らないようなやり方っていうのが良いのかなと思います。

これっていう結論じゃないんですけども、今仰ることは、まさしくそのとおりかなと思っております。

ご意見ありがとうございます。

●内山部会長

ありがとうございます。

なかなか難しい問題ですので、いろんな方が知恵を出し合って、解決していただければなと感じました。

その他、いかがでしょうか。

●今西委員

今のご意見のやりとりを踏まえなんですけれども。

やはりこの、今回、青少年健全育成の所管部門が環境生活部に移管されたっていうところからすると、いろんな教育であったりとか地域生活っていうところの部分を、大きく捉えて動かしていくっていうような機関がこの部署になるのかなと私は認識をして、今回これを見ていました。

多分、子育てとか学校とかいろんな分野に跨るっていうところを踏まえると、ぜひ、学校の今までの系譜を踏まえて、どうやって地域に開いていくやり方が良いのかっていうことを教育考えてくださいっていうところをやりつつも、包括的に見ていくようなのがこの部なのかなと思うので、ぜひ専門家の方を、どういうふうに学校の中で入れるのかとか、そこで一緒に働くのかっていうところもそうですし、親御さんをどう入れるのかとか、先生方の働き方をどうするのか、っていうところ

を、少しこの地域生活を見守るような、この課で、ぜひ計画を練っていただけると良いのかなと思った次第というところの感想でした。

以上です。

●内山部会長

ありがとうございます。

今後は、こども計画ということで、全体としてワンストップというか、そういう形で進んでいくんだろうと思いますので、今後しっかり、管轄争いというか、責任の逃げ合いみたいにならない形で進んでいけば良いなと、私も思いました。

その他、いかがでしょうか。

ないようでしたが、他に事務局から説明事項はございますでしょうか。

●事務局（梅田課長補佐）

次回の部会については、特段まだ決まっておりませんので、開催日等が決まり次第、改めてご連絡をさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

●内山部会長

それでは、これで本日の予定の議事が終了いたしました。

進行を事務局にお返しします。

３　閉会

●事務局（森田課長）

内山部会長、河合副会長、委員の皆様、本日はお忙しい中、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

本日、様々なご意見ご提言をいただいたところでございます。

すぐに解決策を示せるっていうのはなかなか難しい部分が多いんですが、ちょっとでも良い方向に進めればというふうに我々も思っておりますので、引き続き、ご協力をいただきたいなというふうに思っております。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（梅田課長補佐）

　それでは、以上をもちまして、令和７年度第１回北海道こども施策審議会次世代成育支援部会を終了させていただきます。

　本日は、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

以　　上